

子どもの医療費助成事業について

問 健康推進課 保健子ども係 ⑦⑧番窓口 Tel65-3008

乳幼児・子どもに関する医療費助成事業は、申請により医療費の助成を行う制度です（保険適用外の治療費・文書代・予防接種・検診・入院時の食事代等は助成の対象外）。制度により所得制限や資格要件がある場合がありますので、詳しくは湯浅町ホームページをご覧ください。



湯浅町ホームページ

●乳幼児・子ども医療費助成事業

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、湯浅町に住所を有する児童の入院、通院に係る医療費自己負担分（保険適用分のみ）を助成する制度です。

●ひとり親家庭医療費助成事業

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のいない父または母とその児童の入院、通院に係る医療費自己負担分（保険適用分のみ）を助成する制度です。

●未熟児養育医療費助成事業

低出生体重児及び子宮内での発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を助成する制度です。市町村民税額に応じて一部自己負担があります。

重複・多剤服薬や頻回受診を見直しましょう

問 健康推進課 保健子ども係 ⑦⑧番窓口 Tel65-3008

- ・重複服薬…同じ効能の薬が重複して処方されている
- ・多剤服薬…多くの種類の薬が処方されている
- ・頻回受診…同じ病院での受診回数が多い

重複・多剤服薬や頻回受診の問題点

- ①検査の重複や薬剤の副作用等により健康被害を引き起こす可能性がある。
- ②薬が増えることにより、医療費が増大する。

重複多剤服薬等指導支援事業

重複服薬等の対策として5月に電話・訪問健康相談を実施します。対象者には国保連合会から郵便で通知があり、その後相談員（保健師）が電話や訪問でお話を伺います。

●対象者…国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入し、多受診の可能性のある方

●内容…通院や服薬管理の情報提供、相談

皆さんの健康の保持のため、ご理解ご協力よろしくお願ひします。



広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています